

前回の研究会（７月１９日）でご議論いただいた主な点

- ・ P F I 事業の契約において、地方公共団体にとって負担が少ないという視点のみではなく、出資する会社の経営状況や事業計画などを厳しく精査し、破綻時における地方自治体の負担について線引きするなど無限責任にならない仕組みを整えることが前提ではないか。また、P F I 事業が破綻したときでも、事業は継続できるような仕組みを整える必要があるのではないか。
- ・ 既存の第三セクターの対処法については、手法や制度化する環境整備を含め、分権の議論と一体化して議論する必要があるのではないか。
- ・ 第三セクターに対する新たな制約として、例えば、総量規制において、地方公共団体の財政規模によるものではなく、第三セクターの事業規模に着目するという考えもあるのではないか。また、第三セクターに損失補償を行う場合には、共同出資している民間企業にも損失補償を行わせ、リスクを共有する必要があるのではないか。
- ・ 損失補償の実体面の議論の前提として、国の施策と関連する部分については、国に何らかの責任が発生するのかなどの整理検討が必要ではないか。
- ・ 既存の第三セクターの状況を踏まえると、第三セクターへの損失補償に規制をかけるのではなく、事業形態をP F I方式に限定し、行政で対応可能な事業については、独立行政法人などで対応するなど切り分けを行い、第三セクター方式を廃止すべきではないか。
- ・ 地方公共団体の債務負担行為に言及せず、損失補償のみを禁止する制限を課すのでは、合理性が保てないのではないか。

- ・ 林業公社など国の施策と関連しているものについてヒアリングを行う必要があるのではないか。
- ・ 地方公共団体の債務負担行為という側面から考えると、議会において安易に損失補償を行わせないために、損失補償の手続面を厳格化しスポットを当てるような仕組みを構築する必要があるのではないか。ただその場合、地方債発行に関する議会の関与との整合性をとる必要があるのではないか。
- ・ 事後手続として、会計ルールや開示ルールを厳格化し、遵守できない場合は厳しいペナルティーを課す仕組みが必要ではないか。
- ・ 今後の地方公共団体の損失補償の手続面においては、厳格化を含めたガイドラインの策定を視野に入れた検討を行い、実体面においては、地方公共団体の債務負担行為や第三セクターそのものの問題を合わせて整理し検討していく必要があるのではないか。